

○旭川工業高等専門学校科学研究支援員実施要項

(平成14. 5. 14 校長裁定)

改正 平成16. 6. 8 平成19. 3. 13

平成23. 11. 14

旭川工業高等専門学校科学研究支援員実施要項

(趣旨)

第1条 この要項は、旭川工業高等専門学校に雇用する科学研究支援員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要項において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 科学研究支援員 科学研究費補助金による研究を一層推進するため、科学研究費補助金の直接経費により雇用する非常勤教職員又は有期雇用教職員で研究の支援を行うものをいう。

(2) 研究代表者等 科学研究費補助金による研究の研究代表者又は研究費の配分を受けた研究分担者をいう。

(職務)

第3条 科学研究支援員は、研究代表者等の指示に基づき、科学研究費補助金による研究遂行業務に従事するものとする。

(資格)

第4条 科学研究支援員となることができる者は、当該科学研究費補助金による研究の研究分担者を除く研究者及び技術者とする。

(申請)

第5条 研究代表者等は、当該科学研究費補助金による研究遂行上、科学研究支援員を必要とする場合には、研究代表者の属する学科及び科の長を経て、校長に申請するものとする。

(審査)

第6条 校長は、前条の申請があったときは、当該科学研究費補助金による科学研究支援員の雇用の必要性、職務内容、勤務体系、給与体系等を審査し雇用を決定するものとする。

(雇用)

第7条 科学研究支援員の雇用は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員就業規則（平成16年規則第11号。以下「非常勤教職員就業規則」という。）及び独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員就業規則（平成22年規則第102号。以下「有期雇用教職員就業規則」という。）の定めるところによる。

2 科学研究支援員の雇用期間は、1年の範囲内で定めるものとする。ただし、雇用契約は、会計年度ごとに行うものとする。

(給与及び退職手当)

第8条 科学研究支援員の給与は、独立行政法人国立高等専門学校機構非常勤教職員給与規則（平成16年規則第13号）及び独立行政法人国立高等専門学校機構有期雇用教職員給与規則（平成22年規則第104号）の定めるところにより、科学研究支援員の退職手当は、非常勤教職員就業規則及び有期雇用教職員就業規則の定めるところによる。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、科学研究支援員に関し必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

この要項は、平成14年5月14日から実施する。

附 則（平成16.6.8）

この要項は、平成16年6月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成19.3.13）

この要項は、平成19年4月1日から実施する。

附 則（平成23.11.14）

この要項は、平成23年11月14日から施行する。